

MHM Asian Legal Insights

第 97 号 (2019 年 4 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. フィリピン : 約 40 年ぶりの会社法改正
2. タイ : 改正 PPP (Public Private Partnership) 法の成立・施行
3. ミャンマー① : コンドミニアム法のライセンス交付
4. ミャンマー② : ミャンマー中央銀行 (CBM) の最近の動向

今月のコラム - ベトナムのコーヒーキングの離婚騒動 -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 97 号 (2019 年 4 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. フィリピン：約 40 年ぶりの会社法改正

2019 年 2 月 23 日にフィリピンの改正会社法 (Revised Corporation Code of the Philippines, Republic Act No. 11232:「改正会社法」) が公布され、同日施行されました。改正前の会社法 (The Corporation Code of the Philippines, Batas Pambansa Blg. 68:「旧会社法」) は、約 40 年間一度も改正されていませんでしたが、今般、グローバルスタンダードや現在の実務に合致した会社法を制定し、新事業の創出、ビジネス環境の改善、コーポレートガバナンスの強化、株主の保護、詐欺的行為等の防止等を目的として改正が行われました。

フィリピンにおける会社の形態としては、大別して、株式会社 (stock corporation) と非株式会社 (non-stock corporation) が存在しますが、日本企業の進出に際しては株式会社の形態が利用されることが多いことから、以下では日本企業に特に影響があると考えられる株式会社に関する改正内容を 3 点ご紹介します。

(1) 会社設立に関する、発起人数等に関する改正

(a) 発起人の最低人数要件及び資格要件の撤廃

旧会社法では、発起人の人数は 5 名以上 15 名以下であり、かつ、発起人は自然人である必要がありました。これに対して、改正会社法では、発起人の人数は 15 名以

MHM Asian Legal Insights

下とのみ規定されて最低人数要件が撤廃されるとともに、法人であっても発起人となることが認められました。

(b) 一人会社 (One Person Corporation)

改正会社法においては、自然人、trust 又は estate が発起人となる一人会社 (One Person Corporation) の設立が認められました。一人会社には、会社名に「OPC」を付ける必要があること、発起人が唯一の取締役／社長となること等、特別な規制が適用されます。なお、一人会社の発起人は自然人、trust 又は estate に限定されており、法人である日本企業が単独の発起人となり、一人会社を設立することは認められておりません。

(2) 取締役の最低人数要件及び居住要件の撤廃

旧会社法では、取締役の人数は 5 名以上 15 名以下、かつ、その過半数はフィリピン居住者でなければならぬとされていました。これに対して、改正会社法では、取締役の人数は 15 名以下とのみ規定され、取締役の最低人数要件が撤廃され、また取締役の居住要件も撤廃されました。それに伴い、会社運営上の観点からは実際には不要な取締役の選任（最低 5 名の取締役を確保し、かつ、そのうち過半数の 3 名をフィリピン居住者とする必要があった）という旧会社法下で求められていた対応が不要となりました。

もっとも、一定の外資規制が適用される事業（例えば、土地の所有、公益事業等）については、Anti-Dummy 法上、外国人は出資比率に応じた人数しか取締役になることができない点に留意する必要があります。

(3) 株主総会への参加及び議決権行使方法

旧会社法では、ビデオ会議や電話会議等の方法による株主総会への参加は認められないと解されていましたが、改正会社法においては、附属定款又は取締役会の決議に基づき、remote communication（遠隔通信）又は in absentia（欠席する場合に別の方法で参加、なお詳細は未定）による株主総会への参加及び議決権行使が認められることになりました。

なお、取締役会については、旧会社法下においても、株主総会と異なり遠隔通信による参加は認められると解されていたところ、改正会社法において、ビデオ会議、電話会議その他合理的な参加の機会を与える通信手段等の遠隔通信により参加し、議決権を行使できることが明記されました。

上記改正に伴い、今後の実務に一定の影響が出るものと考えられます。また、改正会社法のいくつかの条文においては、フィリピン証券取引委員会が施行規則等を制定

MHM Asian Legal Insights

することを予定しており、実際に一人会社の設立に関するガイドライン案（提出書類のひな型案を含む）が公表されてパブリックコメントが募集される等（2019年3月29日に終了）具体的な動きもみられます。今後も、フィリピン証券取引委員会の定める施行規則等の動向に注目する必要があります。

弁護士 園田 観希央

☎ +81-3-6266-8595（東京）

☎ +81-52-446-8651（名古屋）

✉ mikio.sonoda@mhmjapan.com

弁護士 畠山 佑介

☎ +65-6593-9764（シンガポール）

✉ yusuke.hatakeyama@mhmjapan.com

弁護士 花村 大祐

☎ +65-6593-9466（シンガポール）

✉ daisuke.hanamura@mhmjapan.com

2. タイ：改正 PPP（Public Private Partnership）法の成立・施行

タイにおいては、官民連携（Public Private Partnership / PPP）に関する法律として1992年に最初のPPP法が制定されましたが、2013年に、従来のPPP法を大幅改正した法律（Private Investments in State Undertaking Act B.E. 2556 (2013)：「旧PPP法」）が制定、施行され、旧PPP法の下で多くの官民連携プロジェクトが運用されてきました。この度、旧PPP法を更に全面改正する法案が2019年1月に立法議会（National Legislative Assembly）にて承認されていたところ、この法律が2019年3月10日の勅令発布により正式に成立し、新たなPPP法（the Governing Joint Investment between the State and Private Sector Act：「新PPP法」）として翌11日から施行されました。本稿では、新PPP法における旧PPP法からの主な変更点をご説明します。

(1) 新PPP法の適用対象事業に関する改正

旧PPP法では、同法の適用対象は、一部の例外を除く「公益事業への民間参加投資」と規定され、やや抽象的な文言であったため、どの事業が具体的に適用対象となるのか議論になることがありました。これに対して、新PPP法においては、対象事業が具体的な項目として列挙され、より明確化されました。法文で列挙されている事業は、「①道路、高速道路、特別道路及び陸路輸送、②列車、電車及び鉄道輸送、③飛行機及び航空輸送、④港及び水上輸送、⑤水管理、灌漑、上水道及び下水処理、⑥エネルギー事業、⑦遠隔通信及び通信、⑧病院及び公衆衛生、⑨学校及び教育、⑩低・中所得者、高齢者、貧困者及び身体障害者のための住宅及び施設、⑪展示会場及び会議会場、⑫その他勅令で定める活動」と規定されています。

(2) 対象事業の承認・民間事業者選定プロセスに関する改正

新PPP法の下では、対象事業の提案及び事業決定のプロセスが変更されています。

MHM Asian Legal Insights

旧 PPP 法の下では、適用対象となるプロジェクトの実施を行う政府機関 (Project-Owner Agency : 「プロジェクト所管省庁」) がプロジェクトの調査分析結果を取りまとめた上で、(a)所管大臣の検討・承認 (60 日以内) →(b)State Enterprise Policy Office (「SEPO」) の確認・追加情報要請→(c)SEPO の検討・承認 (60 日以内) →(d)PPP 政策委員会による検討・承認という基本プロセスを経ることが要求されていました。他方、新 PPP 法では、この枠組み自体は基本的に維持しつつ、例えば、①所管大臣や SEPO の検討・承認が行われる 60 日という期間が法文から削除され、PPP 政策委員会による告示により期間が定められる旨に変更された、②旧 PPP 法では政府予算や政府貸付けを利用するプロジェクトにのみ大臣審議会の承認を要するとされていたのが、あらゆるプロジェクトについて大臣審議会の承認が必要となった、③旧 PPP 法では定められていなかったパブリックヒアリング手続が、新 PPP 法下では、参照条件書 (Terms of Reference)、提案要求書 (Request for Proposal)、投資協定書ドラフトに要求されることとなった、等の変更がなされています。

(3) その他

上記のほかにも、一度締結された投資協定書の変更手続の詳細化・厳重化、緊急時又は公共安全等のために必要な場合等のプロジェクト所管官庁による大臣審議会の承認を条件とする投資協定書の変更・解除権限 (但し、プロジェクト参加民間事業者に何らの過失がない場合はプロジェクト所管官庁による民間への公正な補償が行われることを要する)、プロジェクト提案過程におけるプロジェクト所管官庁の投資支援策提案権限 (投資奨励法に基づく投資恩典の提案、投資事業の不動産について 50 年以下の賃借権の設定を認める提案等を含む) 等の重要な変更が含まれています。今後、下位規則・告示により決定される点も多いため、引き続き動向を注視していく必要があるものと考えられます。

弁護士 岸 寛樹

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 327) (バンコク)

✉ hiroki.kishi@mhjapan.com

弁護士 白井 啓子

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 322) (バンコク)

✉ keiko.shirai@mhjapan.com

3. ミャンマー①：コンドミニアム法のライセンス交付

2019 年 4 月 6 日、コンドミニアム法に基づく不動産開発・販売を行うデベロッパーのライセンスが 32 社に対して交付されました。コンドミニアム法は 2016 年に成立した法律ですが、いまだ完全に施行されない状況が続いています。今回のライセンスの交付は大きな一歩ですが、今後、①開発物件ごとの認定、②コンドミニアム所有者が土地を共有する旨の土地の登録、③コンドミニアム登録簿の運用開始等を経て運用が開始される見込みです。

MHM Asian Legal Insights

上記 32 社のうち 1 社は外資系のデベロッパーです。コンドミニアム法ではデベロッパーは土地の所有権を取得するため、外資系デベロッパーは原則として単独での事業参入は困難です。もっとも、「共同デベロッパー」として内資デベロッパーと共に事業参画することは可能です。

また、コンドミニアム法とは別に「アパートメント法」についても検討が進められています。アパートメント法はミャンマー人の中・低所得者層向けの集合住宅の分譲を可能にする法律です。これまでヤンゴン管区法としての成立を目指してきましたが、最近になり連邦法として制定される方向性になりつつあります。

現在ヤンゴン市内や近郊を中心に多くの住宅分譲事業が検討されています。住宅分譲事業については法制度が整備されつつあるところであり、状況に応じてコンドミニアム法や今後制定される予定のアパートメント法を適切に使い分ける必要があります。

4. ミャンマー②：ミャンマー中央銀行（CBM）の最近の動向

本レター第 95 号（2019 年 2 月号）でお伝えしたとおり、ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar：「CBM」）は、2019 年 1 月以降、短期間に多数の Directive を公表する等、今年に入って非常に活発な動きを見せています。2019 年 3 月 25 日には、銀行のガバナンス等に関する 5 つの Directive を同時に公表しました。これらの Directive の概要は下表のとおりです。

Directive No.	概要
Directive 第 8/2019 号	銀行の取締役（director）及び役員（officer）並びに主要株主の資質（fit and proper）に関して、取締役等に係る一定の学歴・職歴要件を定め、就任に際しては CBM の事前承認を必要とする旨等を規定
Directive 第 9/2019 号	銀行の取締役に関する規制として主に以下の内容を規定 ① 任期は最長 3 年、再選は 3 度までに制限 ② 最低 1 名の独立・非常勤取締役の設置が必要 ③ 取締役及び役員に適用される利益相反取引に関する社内ポリシーの策定が必要
Directive 第 10/2019 号	銀行の監査人（Auditor）に関して、選任後の CBM による事後承認や、職務経験を含む適格性要件、任期制限等を規定
Directive 第 11/2019 号	銀行による関係者取引に関する規制として、役員及び主要株主に対する貸付けの制限や CBM に対する報告義務を規定
Directive 第 12/2019 号	銀行の 10%以上の持分や支配権の取得に関して CBM の事前取得が必要である旨を規定

なお、2019 年 1 月以降の短期間に CBM から多数の Directive 等が公表されています

MHM Asian Legal Insights

が、3月25日付けの上記5つの Directive をもって、銀行関連規制については整備が一段落したようにも思われます。今後は、外資参入の可否や関連規制が未整備なままと なっているノンバンク金融機関についても、規制緩和に向けた動きが期待される ところであり、引き続き CBM の動向は注視していく必要がありそうです。

(ご参考)

本レター第95号(2019年2月号)

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00036076/20190220-121628.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)
☎ +65-6593-9752 (シンガポール)
✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)
☎ +65-6593-9762 (シンガポール)
✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)
✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーベトナムのコーヒーキングの離婚騒動ー

米アマゾン創始者ジェフ・ベゾス氏の妻が、離婚に伴い約4兆円相当のアマゾン株式を取得することが注目を集めました。ベトナムでも、ビジネス界の大物の離婚裁判が話題となっています。



2019年3月27日にホーチミン市裁判所により判決を言い渡されたカップル、夫は、ベトナム国内第3位の売上規模を誇るコーヒーブランド、チュングエングループの創始者・会長のダン・レ・グエン・ブー氏(48)、妻は、同グループの元 Deputy Director であるレ・ホアン・ジエップ・タオ氏(46)です。

ブー氏は1996年に自転車1台からビジネスを始め、20年後には売上を推定約198億円まで伸ばした人物で、ベトナムのコーヒーキングと言われています。同グループが営業するカフェは街中にあり、製造するインスタントコーヒーはベトナム旅行土産としても人気です。

この夫婦、会社経営方針の対立等から関係が悪化、2014年にはブー氏がタオ氏を役職から解任して会社から締め出し、これに対しタオ氏が仮処分を申し立てる等泥沼化し、2015年10月、タオ氏が裁判所に離婚問題の解決を申し立てました。

報道によれば、裁判所は、離婚を認めるとともに、夫婦の共同財産については、①チュングエングループの株式約285億円相当について、夫60：妻40の割合で分ける権利があるとしつつ、今後の会社経営を考慮し、株式は全てブー氏の保有とし、ブー氏がタオ氏に40%の価値相当額を支払うこと、②預金推定約88.2億円は夫60：妻40の割合で分配すること、③不動産約36.3億円相当は折半することとし、4人の子供の養育費については、子供が大学を卒業するまで、ブー氏が1年あたり約5,000万円相当を支払うこと等を命じました。株式の現物分割ではなく、タオ氏に株式の価値相当額を受け取ることを強いる①の判断に対しては、弁護士らから裁判所の権限を超えているとの批判がなされています。また、裁判所は、訴訟費用は約4億5,000万円相当（負担割合はブー氏58%・タオ氏42%）と判断しました。ベトナムでは、財産の紛争がある離婚事件については、紛争の対象となる財産価値に応じて訴訟費用が定められるため、多額の訴訟費用となったのですが、この金額の大きさも、大きな話題となりました。

この判決に対しては、双方が控訴し、ブー氏は、夫婦共同財産の分割割合を夫70：妻30とすることを求め、タオ氏は、判決の全部に不服を申し立てています。

なお、タオ氏は2016年より自らコーヒーの会社を立ち上げ、King Coffee というブランドで、カフェ運営やコーヒー豆の輸出を行っており、同社の豆は日本でも入手可能なようです。

今後も、ベトナムのコーヒー事情から目が離せません。

(弁護士 川上 愛)

MHM Asian Legal Insights

文献情報

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2019 - Japan Chapter」
- 掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2019 4th Edition (Chapter 20)
- 著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

NEWS

- The 10th Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers（ベスト・ロイヤー）による、The 10th Edition of Best Lawyers in Japan に当事務所の弁護士 83 名が選ばれました。

また、下記 2 分野が「Law Firm of the Year」に選ばれました。

- ・ Banking and Finance Law
- ・ Real Estate Law

下記 3 名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

齋藤 浩貴：Information Technology Law

射手矢 好雄：International Business Transactions Tokyo

佐藤 正謙：Structured Finance Law

- ・ Antitrust / Competition Law
伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人
- ・ Arbitration and Mediation
上村 哲史
- ・ Asset Finance Law
村上 祐亮
- ・ Banking and Finance Law
石黒 徹、桑原 聡子、佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、青山 大樹、江平 享
- ・ Capital Markets Law
石黒 徹、安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、根本 敏光
- ・ Corporate and M&A Law
米 正剛、射手矢 好雄、河井 聡、菊地 伸、桑原 聡子、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小松 岳志、戸嶋 浩二、紀平 貴之、高谷 知佐子、小島 義博、篠原 倫太郎、江平 享、内田 修平、塩田 尚也、関口 健一

MHM Asian Legal Insights

- Corporate Governance & Compliance Practice
石黒 徹、松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、山内 洋嗣
- Criminal Defense
池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之
- Derivatives
佐藤 正謙、小澤 絵里子
- Energy Law
小林 卓泰
- Financial Institution Regulatory Law
石黒 徹、松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子
- Information Technology Law
齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎
- Insolvency and Reorganization Law
藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太
- Insurance Law
増島 雅和
- Intellectual Property Law
飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史、岡田 淳
- International Business Transactions
射手矢 好雄、江口 拓哉、松村 祐土、武川 丈士、土屋 智弘
- Investment and Investment Funds
竹野 康造、三浦 健、下瀬 伸彦、大西 信治
- Labor and Employment Law
高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- Litigation
山岸 良太、奥田 洋一、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆
柴田 勝之、荒井 正児、信國 篤慶、眞鍋 佳奈、小島 冬樹
- Media and Entertainment Law
齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史
- Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law
竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学
- Product Liability Litigation
関戸 麦
- Project Finance and Development Practice
岡谷 茂樹
- Real Estate Law
佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹

MHM Asian Legal Insights

- Structured Finance Law
佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、青山
大樹
- Tax Law
増田 晋、大石 篤史、酒井 真、小山 浩
- Telecommunications Law
山元 裕子、林 浩美
- Trade Law
江口 拓哉

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com